

資 料 集



大阪府広報担当副知事 もずやん

□参考資料

1 避難所運営マニュアルについて

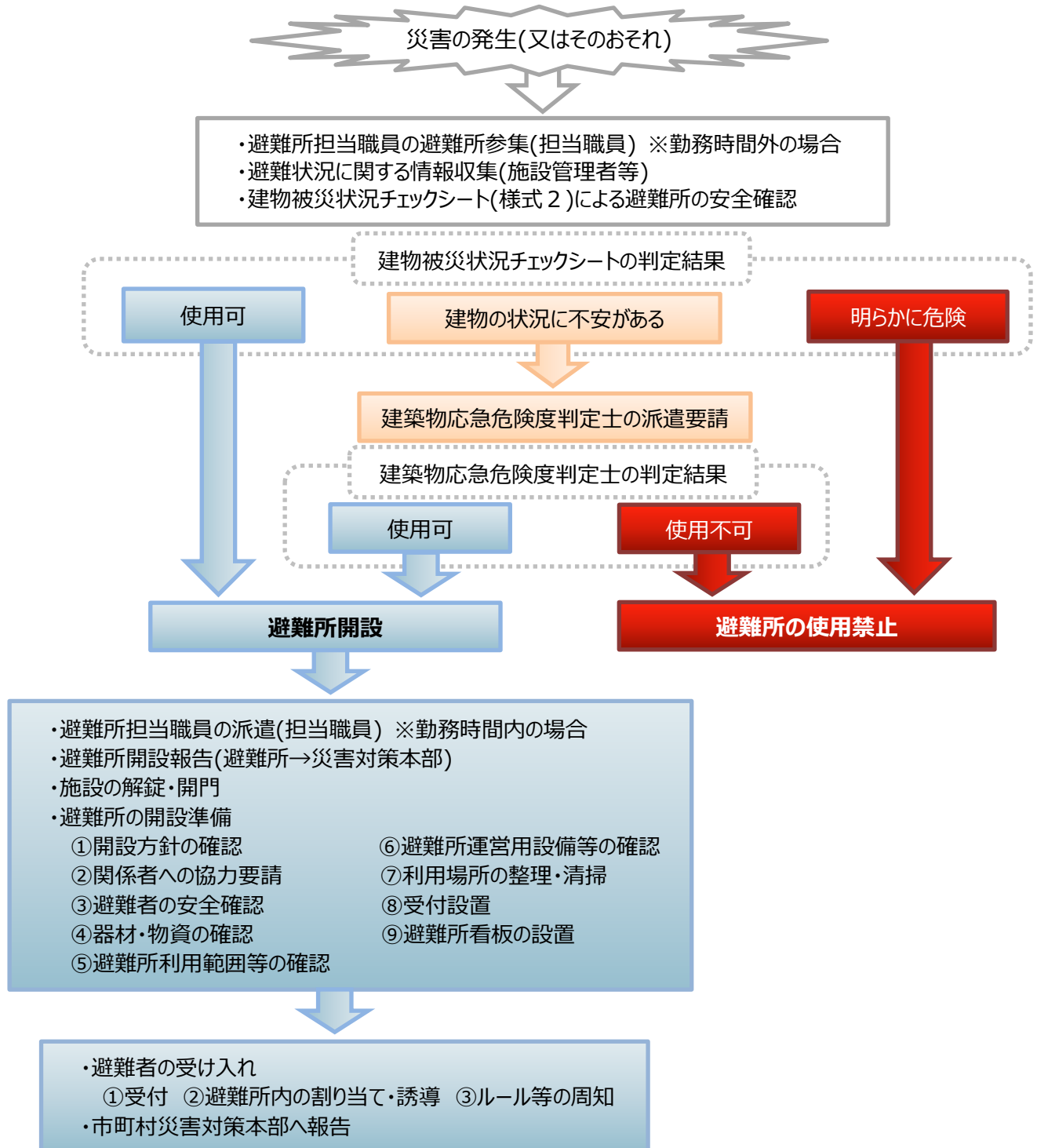
(避難所運営マニュアル構成例)

大 項 目	中 項 目	小 項 目
1 避難所の開設	(1) 施設の解錠・開門	○鍵の管理（保管）者名簿
	(2) 避難所の開設準備	○開設準備の確認 ・ 開設方針 ・ 施設の安全確認 ・ 資機材、物資等の確認 ・ 居住組の編成 ・ 避難所利用場所の範囲確認と準備 ・ 受付、避難所看板の設置
	(3) 避難所開設の広報	○住民への周知、広報 ・ 時期、方法、範囲
	(4) 避難者の受入れ	○避難者の受入れ ・ 受付名簿 ・ 避難所内の割当、誘導 ・ ルール等の周知
	(5) 市町村災害対策本部への報告	○報告事項 ・ 開設通知 ・ 避難者、避難所の状況
2 避難所運営委員会の役割	(1) 避難所運営会議の開催	○会議開催 ・ 目的 ・ 開催頻度 ・ 参加者
	(2) 避難所運営委員会の役割	○展開期 ・ 居住組の代表選出、各活動班の設置 ・ 避難所内での場所移動 ○安定期 ・ 活動班の再編成 ・ 避難所内での場所移動 ○撤収期 ・ 避難所閉鎖に向けての避難者の合意形成 ・ 避難所閉鎖に向けての解散準備等 ・ 避難所の撤収

3 各活動班の役割	(1) 総務班の役割	・市町村災害対策本部との調整 ・避難所レイアウトの設定・変更 ・資機材、備蓄品の確保 ・避難所の記録 ・避難所運営委員会の事務局 ・地域との連携
	(2) 避難者管理班の役割	・避難者名簿の作成、管理 ・安否確認等問合せへの対応 ・取材への対応 ・郵便物・宅配便等の取次
	(3) 情報広報班の役割	・情報収集 ・情報発信 ・情報伝達
	(4) 施設管理班の役割	・避難所の安全確認と危険箇所への対応 ・防火・防犯
	(5) 食料・物資班の役割	・食料・物資の調達 ・炊き出し ・食料・物資の受入 ・食料・物資の管理・配布
	(6) 救護班の役割	・付近の医療機関名簿 ・医務室等の確保
	(7) 衛生班の役割	・ゴミに関すること ・風呂に関すること ・トイレに関すること ・掃除に関すること ・衛生管理に関すること ・ペットに関すること ・生活用水の確保
	(8) ボランティア班の役割	・ボランティアの受入 ・ボランティアの管理
資料集	各種様式	
	参考資料	

2 避難所の開設フロー

原則として、市町村避難所担当職員が、以下の手順に従って避難所を開設することとなるが、勤務時間外の大規模災害発生時等において、直ちに避難所の開設が必要となったが、市町村避難所担当職員がすぐに避難所に到着できない場合には、事前の協議内容に従って、施設管理者、自主防災組織代表者等が、市町村避難所担当職員に代わって実施することとなる。



※収容しきれない場合・被災して使用できない場合

避難指示に基づいて避難が行われる場合は、避難所管理班はそれまでに収集した避難所に関する情報に基づき、適切な避難所に振り分け、誘導する避難所や避難誘導の実施について、消防や警察等の関係機関と協議し、必要な対策を講じる。

※施設の解錠・開門

勤務時間外等に災害が発生し、直ちに避難所を開設する必要がある場合は、次の者が鍵を所有している。

【鍵の所有者リスト】（例）

氏 名	連 絡 先
〇〇〇〇（最寄りの施設職員）	
〇〇〇〇（最寄りの避難所担当職員）	
〇〇〇〇（地域住民代表者１）	
〇〇〇〇（地域住民代表者２）	

3 災害種別図記号による避難場所等の表示

(以下、「平成28年3月23日付 内閣府・消防庁【事務連絡】災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」)

【事務連絡】

事務連絡

平成28年3月23日

各都道府県防災部局 御中

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)
総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について

日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、平成25年災害対策基本法改正により定められた「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」(以下「避難場所等」という。))については、全国的に標準化された図記号が用いられることが望ましく、また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会への対応が必要なことから、内閣府、消防庁を共同議長とした関係府省庁等による連絡会議を平成26年7月に設置し、避難場所等のピクトグラムの整備について検討を行い、避難場所等のピクトグラムの標準化の方針を定め、これまで新たな図記号の検討をしてきました。

このたび、日本工業規格(以下「JIS」という。))において、案内用図記号(JIS Z8210)の追補6「災害種別一般図記号(以下「災害種別図記号」という。))及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム(以下「標識システム」という。))(JIS Z9098)」が平成28年3月22日付で制定・改正され、公示されました。

については、都道府県等におかれましては、

- ① 本通知について、市区町村や関係機関への周知を図ること。
- ② 避難場所等の案内板等の整備及び更新の際は、災害種別図記号を使い、標識システムの表示方法に倣い、表示すること。
- ③ 表示の整備にあたり、以下のⅡ.の点に留意の上、整備すること。
- ④ 避難場所等の標準表示方法の周知・普及を図ること。

に努めていただくようお願いします。

I : 避難場所等の標準図記号について

1. JISで規定された避難場所等に関する災害種別図記号

- ① 5つの災害種類の図記号をJISで規定。
「案内用図記号(JIS Z8210)改正(追補6「災害種別一般図記号」)」を追加
(1)洪水及び内水氾濫(※)
(2)崖崩れ、地滑り(※)
(3)土石流(※)

(4)高潮(※)

(5)大規模な火事

(※) 災害対策基本法第49条の4第1項に基づき、指定緊急避難場所は異常な現象の種類(i 洪水、ii 崖崩れ、土石流及び地滑り、iii 高潮、iv 地震、v 津波、vi 大規模な火事、vii 内水氾濫、viii 火山)ごとに指定。

今回の災害種別図記号の制定にあたり

- ・「洪水」と「内水氾濫」は、避難方法が類似であるため共通化
- ・「崖崩れ、地滑り」と「土石流」は事象が異なるため分けて制定
- ・「高潮」は既にある「津波」と避難方法が類似であるため共通化
- ・「地震」は、起きる事象(例「津波」、「大規模な火事」など)でカバー
- ・「津波」は、既に避難場所図記号が整備されていることから、これを引き続き利用。
- ・「火山」は、シェルターなどに避難するため、それらの周知を図るとして整理。

災害種別避難誘導標識システムで使用する図記号一覧

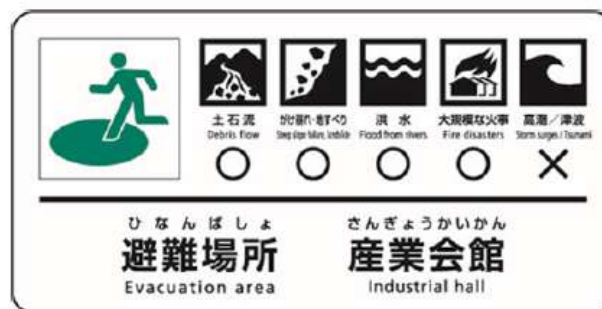
災害種別	図記号				避難誘導標識システム
	災害種別一般図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号	
洪水	 JIS Z 8210-6.5.1		 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 A
内水氾濫					附属書 B
高潮	 JIS Z 8210-6.5.3	 JIS Z 8210-6.3.9	 JIS Z 8210-6.1.6	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 C ¹⁾
津波 ^{a)}			 JIS Z 8210-6.1.7		JIS Z 9097
土石流	 JIS Z 8210-6.5.2	 JIS Z 8210-6.3.10	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 D

崖崩れ・ 地滑り	 JIS Z 8210-6.5.4	 JIS Z 8210-6.3.11	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 E
大規模な火事	 JIS Z 8210-6.5.5	—	 JIS Z 8210-6.1.4	 JIS Z 8210-6.1.5	附属書 F
注 a) 津波の避難誘導標識システムについては、JIS Z 9097 を参照する。 b) 必要に応じて JIS Z 9097 に用いてもよい。 c) 高潮の標識避難誘導システムは、JIS Z 9097 に規定する津波の避難誘導標識システムを基とする。					

※「津波避難場所」「津波避難ビル」として指定されている避難場所が、津波以外の災害の避難場所である場合は、津波の危険性を考慮し「津波避難場所」「津波避難ビル」の図記号を優先して使用する。なお、「避難場所の図記号」「津波避難場所または津波避難ビルの図記号」について、併記することもある。

- ② 避難場所がどの災害に対応しているかの表示方法として「避難場所」の図記号と「災害種類図記号」を併記や、避難場所までの避難誘導を含めた表示方法である「災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)」を制定

< 標識システム記載例 >



< 参考：上記JISの検索方法 >

JISは、日本工業標準調査会ホームページ「JIS検索」で閲覧することができる。
文書によるものは日本規格協会販売される。

また、災害種別図記号のデザイン等は、今後内閣府防災情報のホームページにて掲載を予定(平成28年度初めを目途)。

2. 従来からある図記号の扱いについて

JISにおいて、既に図記号が制定されている以下の

「避難場所(JIS Z8210-6.1.4)」

「津波避難場所(JIS Z8210-6.1.6)」

「津波避難ビル(JIS Z8210-6.1.7)」

は、引き続きこれらを活用する。

避難所についても「避難所(JIS Z8210-6.1.5)」の図記号を引き続き活用する。

◇(参考:JISで制定されている図記号)



避難場所
JISZ8210



津波避難場所・津波避難ビル
JISZ8210



避難所
JISZ8210

Ⅱ:表示整備等にあたっての留意点

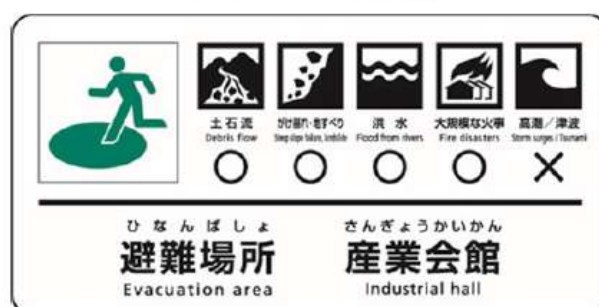
1. 表示方法について

標識表示にあたっては、今回制定された「標識システムJIS Z9098」の記載例を参考に、設置すること。特に、避難場所がどの災害に適しているか、又は適していないかを表示すること。

図記号の図案については、省略をすることなくそのまま活用すること。色使いなどもJISの規格に従うこと。(詳細はJIS Z8210を参照)

外国語表記については、標識システムの記載例を参考とするとともに、災害種別の英訳は、JIS Z8210の各図記号の表示事項の英訳を利用すること。

＜標識システム記載例＞



＜標識システム記載例：避難場所（津波避難ビル）と避難所を兼ねている場合＞



＜上記記載例についての解説＞

この地域は、津波による被害が想定されており、この小学校は津波避難ビルとして指定されている。また、津波以外の災害の避難場所と避難所を兼ねている。この地域では、「洪水、内水氾濫、津波、大規模な火事、土石流、がけ崩れ・地すべり」が想定されており、そのうち「洪水、内水氾濫、津波、大規模な火事」の避難場所として適しているが、「土石流、がけ崩れ・地すべり」には適していないことを示している。

2. 設置にあたっての留意点

標識の設置にあたっては、「標識システムJIS Z9098附属書I」の留意事項にある

- ① 当該表示が目立つように設置すること
- ② 標識がよく見え判読できるよう配慮すること。積雪地帯の場合、積雪時に判読できるように、例えば標識の高さなどを考慮すること
- ③ 誘導標識を設置する場合は、適切な間隔で途切れることなく設置していくこと
- ④ 標識の部材等は、設置環境に適合させることを念頭において選定すること
などに留意して設置に努めること。

3. 夜間視認性の確保

災害が夜間に発生した場合、避難誘導表示に係る暗闇対策が必要であることから、「標識システムJIS Z9098附属書H」を参考に

- ① ソーラー電源機能など
- ② 蓄光機能
- ③ 再帰性反射機能 など

を備えたもので標識整備に努めること。なお、蓄光材料及び再帰性反射材料の性能及び試験方法についてはJIS Z9098附属書H等に記載されているので、それらを参考にする。

4. 地震を起因にして発生した災害への対応

「地震」は、通常災害発生後に避難するケースが多く、その後、地震に起因して発生する津波、大規模な火事、地滑り・崖崩れなどを想定した避難が必要であることから、災害種別図記号に「地震」に関する図記号を設けていない。

他方で、地震の揺れの後に地震に起因して発生する災害を想定して、当該災害に対応した避難場所へ避難誘導させる必要がある。

このため、市民向けの周知にあたっては、地震に起因した災害が発生するおそれがあることを認識させるため、平常時から住民等に避難行動への理解に努めるよう、地方公共団体側から適切な情報提供を行うとともに、市民への教育（たとえば小・中学校、高等学校など児童・生徒など）・訓練に努めることが必要である。

Ⅲ. 地方公共団体における災害種別図記号による表示方法の周知・普及活動の推進

避難場所については、災害の種類毎に異なることについて一般市民の理解促進が重要である。また、その避難場所がどの災害に対応しているか一目でわかる災害種別図記号が作成され、全国統一的に運用されることから、一般市民がこの図記号について知り、正しく理解することが必要である。

については、地方公共団体においては、災害種別図記号などに基づく案内板等の整備を進めるとともに、一般市民向けに避難場所は災害の種類により異なること、それを区別する災害種別図記号の周知・普及活動に努めること。

なお、国においても災害時における適切な避難行動について示していくとともに、避難場所が災害種別ごとに設置されていること、それらを一目で判別するための災害種別図記号を規定したことについて、周知・普及活動を実施する。

IV. 関係府省庁等による取組

1. 地方公共団体の表示整備支援

○災害種別一般図記号による表示整備に限定

制度名称	制度の概要	所管省庁
特別交付税措置	■項目：緊急防災・減災事業 ■対象経費： 災害種別一般図記号による避難標識、海拔表示板等の整備（非適債経費に限る） ■措置率70% （参考）特別交付税に関する省令 東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（国の補助金又は交付金を受けて施行する事業に係る額にあつては〇・八）を乗じて得た額	総務省 消防庁

このほかに以下のような取組を実施していく。

- ・既存予算措置等においては、災害種別図記号による案内板等の整備を対象とする。
- ・関係省庁においては、整備に活用可能な既存予算措置等について積極的に周知を行う。
- ・関係省庁が案内板等を整備する際、市区町村等から申し出があった場合には、災害種別図記号の併記に努める。
- ・関係省庁等は、市区町村等から災害種別図記号による案内板等の設置に係る道路占用許可の申請があった場合に、当該物件が道路法令上の基準に適合し、道路管理上の支障がない等の場合においては、適切に許可するよう努める。
- ・関係省庁等は、市区町村等から災害種別図記号による案内板等の補助掲示の申し出があった場合には、視認性を阻害することや、効用を妨げる等の支障が生じない限り掲示をさせるよう努める。

2. 関係府省庁における表示整備の取組

(1) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた対応

避難場所表示の標準化の取組については、災害対策基本法改正に伴う対応だけでなく、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催により外国人旅行客向けの多言語対応の一環として取り組んでいる。

このため、東京都は都内区市町村に対し、当該事務連絡の内容の周知・普及啓発を行う。また、内閣官房との共同座長のもと、国の関係行政機関、関係地方公共団体、

政府関係機関、民間団体及び企業など62の機関・団体から構成される「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」においても周知に努めるとともに、取組事例を紹介するなど、普及拡大を図る。

(2) 災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)のISOへの提案

経済産業省では、今回制定した災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)をISOに提案(平成28年5月頃を予定)し、将来的には、国際的な避難誘導システムとして定着させていく。

3. 国等における周知・普及活動

内閣府防災担当は、災害時の避難行動について周知を図るため、今後、内閣府防災情報ホームページにおいてパンフレットを掲載し、一般市民向けに周知を図る。また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会などを控えていること、定住外国人対応などあることから、訪日や定住外国人への周知を実施していくことが必要であることから、今後、関係省庁と連携して周知を図る。

経済産業省では、

- ① JIS Z9098災害種別避難誘導標識システム制定及びJIS Z8219 追補6改正(災害種別図記号の追加)に関して平成28年3月22日にプレスレクを実施。
- ② JIS原案作成関係者による、標識製造者、自治体等への説明会を開催し、適切な表示方法などの周知を図る。
- ③ 災害種別図記号や記載例等を「国や地方自治体等の公共機関」による文書・冊子・パンフレット等への引用など周知活動に利用できるよう、災害種別図記号、記載例等のダウンロード用素材、説明会用ガイドブックを内閣府防災情報ホームページから容易に入手可能となるよう提供する。
- ④ 関係省庁が自治体等への説明会を実施する場合に、JIS原案作成関係者を講師として派遣する。

4. 簡易な貼り替え方法等について

災害種別図記号を使用した案内板等の整備には費用がかかることから、既に設置されている表示板の貼り替えや簡易な表示方法について、別添の方法を参考にしていきたい。

<案内板表示に係る技術的な問い合わせ先>

一般社団法人日本標識工業会

電話:03-3982-2661

携帯:090-5557-5380

E-mail:y.nakano@signs-nsa.jp

※当該資料は、災害種別図記号等のJIS原案の作成に携わった
一般社団法人日本標識工業会等の助言に基づき作成しています。

別 添

既に設置している表示板等の板面をシールで貼り替える方法

1. 既存表示板(設置から2～3年程度※)の貼り替え

既に設置している表示板等の板面(表示面)については、設置後2～3年程度の場合は、以下のような方法で粘着シートを使って貼り替えることができる。

○表示内容粘着シートやラミネートフィルムは、屋外耐候性※の有する材料を選定すること

※屋外耐候性は、材質証明をしているもの。10年程度持つ材料もある。

○材料は、一般的に再帰性反射シート、屋外用蓄光材や白塩ビシートなどがある

○設置後数年程度であっても表示面に粉吹きやひび割れ等の劣化がある場合は、以下の方法での貼り替え方法を検討する。

2. 既存表示板(設置から4年以上経過)の貼り替え

設置後4年以上経過しているものや、表示板が切り文字による表示の場合は、以下の方法で貼り替えることができる。

○低発泡塩ビ板(板厚1～3mm程度)を表示面に貼り付ける。
既存表示板への貼り付けは、屋外用接着剤と屋外用両面テープの併用接着が可能。

○この方法は、熟練した技術のない者でも容易に貼り替え作業が可能。

耐候性があり、低コストで表示板等が作成できる方法

1. 耐候性があり低コストな表示板の台板

○アルミ複合材

発泡樹脂を薄いアルミシートでサンドイッチしたもので、軽量、安価で、屋外耐候性のある材料。コンクリートに取り付け可能。

○低発泡塩ビ板

軽量、安価、屋外耐候性※のある材料、フレキシブルな部材であり人が衝突しても安全である。

※材質証明をしているものは、一般的に10年程度もつ。

2. 電柱等の広告看板による設置

電柱や電信柱の広告看板による設置も可能。

広告看板での設置の場合、亜鉛めっき鋼板(耐用年数5年程度)を使用。設置・管理コストも安価。

※右写真の広告サイズは

面板サイズ W330mm×H400mm

蓄光 W270mm×H360mm



3. 既存表示板への表示追加

右写真のような方法で既存表示板の支柱(ポール)に貼り付ける方法。部材はウレタン樹脂であれば柔軟性があるため衝突安全性が高い。ウレタン樹脂は、屋外設置の場合、加水分解がおきやすいため、NETISに登録されている製品を参考とすることが望ましい。

※右写真は災害種別の適不適を補助表示として活用した例。



支持体の裏の両面テープで貼り付けるタイプ



4 呼びかけ文例

※P 29 「第2章 1－9 避難所の周知」を参照

○開設準備中：グラウンド等での待機要請

こちらは、〇〇地域避難所運営委員会です。

ただいま、避難所の開設準備を進めており、施設の安全性が確認され次第、皆さんを施設内に案内しますので、しばらく安全なグラウンドで待機願います。

現在分かっている災害情報は、[地震情報等]ということです。

この地区や市（町村）の被害状況は現在確認中で、はっきりしたことは分かっていません。

〇〇市（町村）災害対策本部が設置され、関係機関とともに対策が進められていますので、落ち着いて行動してください。

なお、皆さんの中で開設準備にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、私のところまでお越しください。

また、負傷された方、体調が悪い方がいらっしゃいましたら、私のところまでお越しください。先に手当をします。

以上、〇〇地域避難所運営委員会です。

※繰り返します。

○受付時：避難所の誘導・案内

こちらは、〇〇地域避難所運営委員会です。

ただいま、施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整いましたので、皆さんを施設内に案内します。

受付で、氏名・住所などを記入していただき、ルールを確認していただいてから入室していただきます。早い者勝ちではありませんので、私の申し上げる順に、世帯ごとに受付に来てください。

障がい者の方やお年寄り、乳幼児等を優先しますが、必ず皆さんに、安全に避難していただきます。

まず、身体に障がいがあったり介護が必要な方の世帯、負傷したり体調が悪い方がいる世帯から受付に来てください。

次に、お年寄りのいる世帯、小学校に行っていない小さなお子さんがある世帯（以下、地区別に案内します。）・・・

5 施設利用ルール例

※P 2 9 「第2章 1－9 避難所の周知」を参照

〇〇避難所でのルール

この避難所のルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、市町村避難所担当職員、施設の管理者、避難者の代表者からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - ・委員会は、毎日午前____時と午後____時に定例会議を行うことにします。
 - ・委員会の運営組織として、総務、被災者管理、情報広報、施設管理、食料・物資、救護、衛生、ボランティアの活動班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃をめどに閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - ・避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡してください。
 - ・ペット類は室内に入れることはできません、指定された飼育場所へ移動願います。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋などには、避難できません。
 - ・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
 - ・避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 6 食料・物資は、原則として全員に提供できるまでは配布しません。
 - ・食料・物資は、避難者の組ごとに配布します。
- 7 消灯は、夜____時です。
 - ・廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
 - ・職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
- 8 放送は、夜____時で終了します。
- 9 電話は、午前____時から午後____時まで、受信のみを行います。
 - ・放送により呼び出しを行い、伝言を伝えます。
 - ・公衆電話は、緊急用とします。
- 10 トイレの清掃は、朝____時、午後____時、午後____時に、避難者が交代で行うことにします。
 - ・清掃時間は、放送を行います。
 - ・水洗トイレは、大便のみバケツの水で流してください。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止とします。

6 避難所運営委員会規約例

〇〇地域避難所運営委員会規約

(目的及び設置)

第1条 〇〇小学校周辺において地震等の大規模な災害により甚大な被害が発生したとき、避難住民の安全確保を図るとともに、地域住民と行政機関が一体となり総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、〇〇地域避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 運営委員会は、各自治会・町内会（以下「自治会等」という。）から選出された委員並びに〇〇市役所、〇〇小学校等の関係者をもって構成する。

(事務局)

第3条 運営委員会の事務局を〇〇自治会事務所に置く。

(運営活動)

第4条 運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営と平常時における地域住民への啓発等を図るため、次の事項について協議し活動する。

- (1) 運営委員会の運営に関すること
- (2) 避難所のマニュアル作成に関すること
- (3) 避難所に必要な資機材・備蓄品の維持管理に関すること
- (4) 避難誘導體制の確立に関すること
- (5) 情報交換・連絡体制の確立に関すること
- (6) 地域連絡体制の確立に関すること
- (7) 訓練の実施に関すること
- (8) その他必要な事項

(防災計画)

第5条 前条に係る細部事項について、別途計画を定める。

(活動班)

第6条 運営委員会には、次の活動班を設ける。

(1) 総務班

避難所のレイアウト配置、防災資機材や備蓄品の管理、地域との連携、その他避難所の管理に関すること。

(2) 被災者管理班

避難者名簿の作成等、安否確認への対応、取材への対応、郵便物・宅配便の取次

ぎに関すること。

(3) 情報広報班

情報収集、情報発信、情報伝達に関すること

(4) 施設管理班

避難所の安全確認と危険箇所への対応、防火・防犯に関すること

(5) 食料・物資班

食料・物資の調達、受入れ、管理、配布、炊き出しに関すること

(6) 救護班

医療・介護活動に関すること

(7) 衛生班

ゴミ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水に関すること

(8) ボランティア班

ボランティアの受入れ、管理に関すること

(役員の種類及び定数)

第7条 運営委員会には次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 総務班長（事務局長） | 1 名 |
| (4) 被災者管理班長 | 1 名 |
| (5) 情報広報班長 | 1 名 |
| (6) 施設管理班長 | 1 名 |
| (7) 食料・物資班長 | 1 名 |
| (8) 救護班長 | 1 名 |
| (9) 衛生班長 | 1 名 |
| (10) ボランティア班長 | 1 名 |

(役員の選出)

第8条 役員の選出は委員の互選による。

(役員の職務)

第9条 会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は事務局を総括し、運営委員会の庶務、会計及び住民への広報等その他必要な事項を行う。
- 4 各活動班長は班を総括する。

(会議)

第 10 条 運営委員会の会議は、運営活動事項等の協議を行うため会長が必要と認めたときに開催し、会長がその議長となる。

(訓練の実施)

第 11 条 運営委員会は、地域住民の防災啓発及び運営委員会の組織運営を円滑に行えるよう必要に応じて次の訓練を行う。

(1) 総合訓練

大規模災害を想定して避難所の機能確保及び運営委員会の組織機能が確保できるよう実施する訓練

(2) 活動班訓練

活動班の組織機能が確保できるよう実施する訓練

(3) 地区訓練

自治会等の自主防災組織の機能が確保できるよう実施する訓練

(経費)

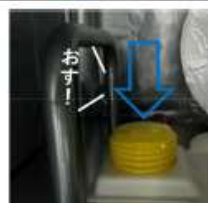
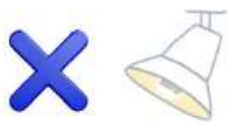
第 12 条 運営委員会の会議・運営に係る費用は別途定める。

(疑義)

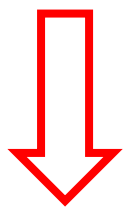
第 13 条 この規約に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度運営委員会で協議して決定するものとする。

7 避難所での掲示物例（トイレの使用手順）

府が備蓄する組立式トイレについて、知的障がいのある方や誰でも使いやすいようトイレの使用手順について、「社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会」のご協力を得て、イラストを作成したので活用されたい。

1		でんき を つける
2		とびら を しめる
3		かぎ を かける
4		トイレ を する
5		みず を ながす
6		かぎ を あける
7		とびら を あける
8		でんき を けす

はい まえ
入る前に **カード** を かえましょう



を うらがえして



に します

カード「空」「使用中」→イラストへ

あいてます



はいってます



さいがいう
災害用トイレ



いり ぐち
入 口

避難所での掲示物例（避難所でのルールの掲示）

避難所での生活は一定ルールが必要です。能登半島地震でのボランティア経験のある大阪公立大学の学生のご協力を得て作成したので活用されたい。

「ちいさなことから始めよう おおきな助けに」←

ひなんじょうんえい ちゅういてん 避難所運営の注意点←

はいりや ひつよう かな しまん 配慮が必要な方への支援について←

ひと ひつよう しまん こと いらりつ しまん じょうきょう かな しまん ひつよう
人それぞれ必要な支援は異なる。一律の支援ではなく、状況に応じた支援が必要！←

くるま ひようしや はいりや ※車いす利用者への配慮※←

くるま の かに さい ひようしやかな かいごしや ふたん へ かな ぬどこ けうせんてき ようい
車いすを乗り降りする際の利用者及び介護者の負担を減らすため、高さのある寝床を優先的に用意する。←



新居にんずう きょうどう せいかつ こんなん かな はいりや ※大人数・共同での生活が困難な方への配慮※←

ぱにっく ストレス の原因となる環境の変化を少しでも軽減するために、パーティションやテントを活用するなど、
こべつ きょくこうかん かき ようい
個別の居住空間をできる限り用意する。←



ひとり こしや おずか かな はいりや ※一人で更衣が難しい方への配慮※←

だんじよべつ こしやいっ かいじよ ひと はい だんじよべつ じかんたんい りよう かのう
男女別だけの更衣室では、介助する人が入れないかもしれない。男女別だけではなく時間単位で利用が可能な
すぺーす を設ける。←



にんぶ にんずようじ かきく はいりや ※妊婦さんや乳幼児がいる家族への配慮※←

まん いち かな せい ぐら かいだん といれ かな ぼし せうだん
方が一に備えて、出入り口、階段やトイレに近い場所、相談がしやすいように←

おな じょうきょう かなどうし きぼう かな かな ぼし はいり
同じような状況の方同士を希望に応じて近い場所に配置する。←

えいようめん さん かな いきょうかんけいしや たい せうだん せき れんらく せき たいせい たいめい
栄養面などの不安に備え、すぐに医療関係者などに対して相談が出来たり、連絡が取れるような体制を整える。←

あんぜん かいでき せいかつ 安全・快適に生活するために←

きょうどうせいかつ かん ー かん きょうりよく かん たいせつ
共同生活であるので、ルールを守り、協力し合うことが大切。←

あんぜん ひなんじよ ※安全な避難所※←

といれ ことしつ ぼうはん ざー せいび あんぜんめん かくほ
トイレなどの個室には、防犯ブザーなどを整備し、安全面を確保する。←



ばりあふりー ひなんじよ ※バリアフリーな避難所※←

え もろ ちい こども もろ じよ かな かな しょうきょう かなうじき
絵などを用いて小さい子供や文字を読むことが難しい方など、どのような方であっても、使用方法や注意事項を
わかりやすくする。←

みんなて 運営する避難所※←

ひなんじよ せうじ しょうじ はいぜん じしつ しん ひなんじよさんえい せうじ
避難所の掃除・食事の配膳・物資の仕分けなどの避難所運営について、みんなて協力する。←

※このチラシは、令和6年能登半島地震へのボランティア経験を持つ学生を含む大阪公立大学生活科学部人間
福祉学科4年生の協力のもと作成した。←